

矢吹町スポーツ推進委員設置条例(平成24年3月19日条例第9号)

最終改正:

改正内容:平成24年3月19日条例第9号[平成24年4月1日]

○矢吹町スポーツ推進委員設置条例

平成24年3月19日条例第9号

矢吹町スポーツ推進委員設置条例

(趣旨)

第1条 この条例は、スポーツ基本法(平成23年法律第78号)第32条第2項の規定に基づき、矢吹町スポーツ推進委員(以下「委員」という。)の職務等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(職務)

第2条 委員は、町民のスポーツの推進に関し、次に掲げる職務を行う。

- (1) 町民の求めに応じて、スポーツの実技指導及び助言を行うこと。
- (2) 町民に対し、スポーツについての理解を深めること。
- (3) 町民のスポーツ活動の促進のための組織の育成及び拡充を図ること。
- (4) 教育機関及び行政機関が行うスポーツに関する行事、又は事業に協力すること。
- (5) スポーツ団体、若しくはその他の団体の行うスポーツに関する行事、又は事業に協力すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、町民のスポーツの推進のための指導助言を行うこと。

(定数)

第3条 委員の数は、10名とする。

(委嘱及び任期)

第4条 委員は、矢吹町教育委員会(以下「教育委員会」という。)が委嘱する。

- 2 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 教育委員会は、前項の規定にかかわらず、特別の理由があると認めるときは、任期中においても委員を解嘱することができる。
- 4 委員は再任されることができる。

(服務)

第5条 委員は、教育委員会との連絡を密にし、協力しなければならない。

- 2 委員は、その職務を遂行するに当たって、法令等に従わなければならない。
- 3 委員は、その職の信用を傷つけ、又は、その職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

(研修)

第6条 委員は、常にその職務を行う上で必要な知識、及び技術の修得に努めなければならない。

(報酬及び費用弁償)

第7条 委員の報酬及び費用弁償の支給方法は、矢吹町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和41年矢吹町条例第5号)の定めるところによる。

(委任)

第8条 この条例に規定するものを除くほか、この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。
(矢吹町スポーツ推進委員に関する経過措置)
- 2 この条例の施行の際現に第2条の規定による改正前の矢吹町体育指導委員設置条例の規定により委嘱された体育指導委員である者は、第2条の規定による改正後の矢吹町スポーツ推進委員設置条例の規定により委嘱された矢吹町スポーツ推進委員とみなす。
(矢吹町体育指導委員設置条例の廃止)
- 3 矢吹町体育指導委員設置条例(昭和38年矢吹町条例第15号)は、廃止する。
(矢吹町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 4 矢吹町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和41年矢吹町条例第5号)の一部を次のように改正する。
(次のよう略)